

1 2023
January

納税協会ホームページ <https://www.nouzeikyokai.or.jp>

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に通ずる期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
1 先負 元日	2 仏滅 振替休日	3 大安	4 赤口 外国人雇用状況届出書 (前年11月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (前年11月分)	5 先勝	6 友引	7 先負
8 仏滅	9 大安 成人の日	10 赤口 前年12月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (前年12月雇入分)	11 先勝	12 友引	13 先負	14 仏滅
15 大安	16 赤口	17 先勝	18 友引	19 先負	20 仏滅 源泉所得税の納期特例分の納付	21 大安
22 先勝	23 友引	24 先負	25 仏滅	26 大安	27 赤口	28 先勝
29 友引	30 先負	31 仏滅 固定資産税の償却資産の申告 給与所得の源泉徴収票の交付 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出 給与支払報告書の提出 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 労働者死傷病報告 (休業4日未満) の提出 (前年10月~12月分) 外国人雇用状況届出書 (前年12月分) 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (前年12月分)	2023 2 日 月 火 水 木 金 土 5 6 7 1 2 3 4 12 13 14 8 9 10 11 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28			

1 総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務



税務

- 令和4年12月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→1月10日 (火) まで
- 令和4年7月~12月分の源泉所得税の納期の特例分の納付 **Check!**
★常時10人未満の事業所は届出により前6か月分を7月10日と1月20日までに納付することができます。
→1月20日 (金) まで
- 令和4年11月決算法人の確定申告と納付 (法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長特例あり (特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の延長とセットで)。→決算応当日 (月末決算では1月31日 (火)) まで
- 令和5年5月決算法人の中間申告と納付 (法人税・消費税など)
→決算応当日 (月末決算では1月31日 (火)) まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が400万円超の法人) のうち2月・5月・8月決算法人の中間申告と納付
→決算応当日 (月末決算では1月31日 (火)) まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人 (前年確定消費税額 (国税) が4,800万円超の法人) のうち10月・11月決算法人 (申告期限延長の場合は9月・10月・11月決算法人) を除く法人の中間申告と納付
→決算応当日 (月末決算では1月31日 (火)) まで
- 固定資産税の償却資産に関する申告
→1月31日 (火) まで
- 給与所得の源泉徴収票の交付
→1月31日 (火) まで
- 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の提出
→1月31日 (火) まで
- 給与支払報告書の提出
→1月31日 (火) まで
- 給与所得者の扶養控除等申告書の受理
→本年最初の給与の支払を受ける日の前日まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 (令和4年12月雇入分)
→1月10日 (火) まで

- 労働保険概算保険料分割納付第3期分の納付 **Check!**
★納付すべき概算保険料が原則40万円以上では3回に分割納付可能。
→1月31日 (火) まで
- 労働者死傷病報告書の提出 (休業4日未満、令和4年10月~12月分)
→1月31日 (火) まで
- 外国人雇用状況届出書の提出 (雇用保険の被保険者ではない外国人の令和4年12月雇入・離職分)
→1月31日 (火) まで
- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付 (令和4年12月分)
→1月31日 (火) まで
- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

令和5年の税務・労務の主要改正点

令和5年の税務・労務上の主な改正点 (令和5年度税制改正考慮外) をまとめました。詳細は該当月のNKレターに記載する予定ですので、ここでは簡単な紹介に留めます。

【税務上の主な改正点】

令和4年度税制改正により買上げ促進税制が見直され、令和4年4月1日以後開始事業年度から、一定要件を満たせば、雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%~40%の税額控除が可能となります。(法人税額の20%が上限)
また、令和5年10月からインボイス制度が開始され、令和5年10月にインボイスを発行するためには原則として令和5年3月までに適格請求書発行事業者の登録申請書を税務署長に提出する必要があります。

【労務上の注意点】

毎年度見直される社会保険料の料率改定や最低賃金の改定以外の主要改正として、令和5年4月1日から中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%から50%に引き上げられます。

なお、同じく令和5年4月1日から常時雇用者が1,000人を超える事業主は、男性の「育児休業等」または「育児休業等と育児目的休暇」の取得状況をインターネット等一般の方が閲覧できる方法で年1回公表することが義務付けられます。



令和5年10月
から始まる!

インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

仕入明細書 (その2)

1 仕入明細書に對価の返還等を記載する場合

インボイス発行事業者は、課税事業者の求めに応じてインボイスを交付する義務があります。ただし、買手がインボイスの記載事項を満たした仕入明細書を作成して保存する場合には、売手がその記載内容を確認することにより、買手はその仕入明細書をインボイスに代えて保存することができ、売手によるインボイスの交付は不要となります。

対価の返還等を行った場合についても同様に、買手が作成する仕入明細書に返還インボイスとして必要な事項が記載されていれば、売手は、あらためて返還インボイスを交付しなくてもかまいません。

2 インボイスと仕入明細書を一の書類で交付する場合

互いに課税売上げと課税仕入れが生じる場合には、課税売上げに係るインボイスと課税仕入れに係る仕入明細書は、一の書類で交付することができます。

例えば、商品の課税仕入れと配送料の課税売上げがある場合の記載例は、次のようになります。

仕入明細書			
記載事項①		株式会社〇〇御中 登録番号 T1234567890123	
		XX年11月30日	
		△△商店(株) 登録番号 T9876543210987	
11月分 127,900円 (税込)			
日付	品名	金額	
11/1	いちご ※	5,400円	
11/2	牛肉 ※	10,800円	
11/2	キッチンペーパー	2,200円	
⋮	⋮	⋮	
仕入金額合計 (税込)		131,200円	
10%対象	88,000円	(消費税 8,000円)	
8%対象	43,200円	(消費税 3,200円)	
控除金額 (10%対象)	11月分 配送料	3,300円 (消費税 300円)	
支払金額合計 (税込)		127,900円	
※印は軽減税率対象商品			

記載事項②③

記載事項④⑤

記載事項⑥①

記載事項⑧⑨⑩⑪

仕入明細書の記載事項

- 仕入先の氏名又は名称及び登録番号
- 課税仕入れを行った年月日
- 課税仕入れの内容（軽減税率の対象にはその旨）
- 税率ごとの税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率
- 税率ごとの消費税額等
- 仕入明細書の作成者の氏名又は名称

インボイスの記載事項

- インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 課税売上げの年月日
- 課税売上げの内容（軽減税率の対象にはその旨）
- 税率ごとの税抜価額又は税込価額の合計額及び適用税率
- 税率ごとの消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者（買手）の氏名又は名称